

# 青森県土木工事施工監督要領

改 定 平成 22 年 2 月 24 日青整企第 259 号

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、県土整備部の所掌する土木工事（以下「工事」という。）の監督について必要な事項を定めるものとする。

(監督職員の指定等)

第 2 条 地域整備部長（青森県事務専決代決規程（昭和36年9月1日青森県訓令甲第28号）により、県土整備に関する工事の施行に関する事務を専決する地域県民局の地域整備部長をいう。）又は空港管理事務所長（青森県事務委任規則（昭和36年9月1日青森県規則第81号）により、工事の施行に関する事務を委任されている青森空港管理事務所長をいう。以下「地域整備部長等」という。）は、工事を施工するときは、当該工事の監督職員を定め、書面によりその氏名を請負者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 前項の監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員の複数制とし、地域整備部長等は、職制等を考慮して、技術職員の中から指定するものとする。

(監督職員の一般的責務)

第 3 条 監督職員（総括監督員及び主任監督員を含む。以下同じ。）は、工事の現場と状況を十分に把握し、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）及び設計図書に基づき、工事が適切に施工されるよう監督を行うものとする。

2 監督職員は、厳正に監督を行い、工事関係者及び地元関係者との間において、紛争が生じないように配慮するものとする。

3 監督職員は、用地担当職員と互いに協力し、工事の施工に伴う用地等の確保の状況を把握する等、工事の施工に支障がないように努めるものとする。

(工事内容等の説明及び施工の指示)

第 4 条 監督職員は、請負者に対して、工事着手前に、設計図書（青森県県土整備部制定共通仕様書に規定する共通仕様書、特記仕様書、図面、工事数量

総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき、当該工事の意図及び内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示をするものとする。また、工事施工中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等について必要な指示をするものとする。

(工事の促進)

第5条 監督職員は、常に工事の進行管理に留意し、契約工期内に工事を完成するよう請負者を指導するものとする。

2 監督職員は、工事が遅延するおそれがあると認めるときは、請負者に厳重に警告するとともに、その旨地域整備部長等に報告し、地域整備部長等の指示を受けるものとする。

3 監督職員は、工事が遅延したときは、請負者より事情を聴取し、その理由を付して地域整備部長等に報告し、地域整備部長等の指示を受けるものとする。

(下請負)

第6条 監督職員は、請負者が地域整備部長等の承諾を得ずに第三者に一括して工事を請負わせていることを知ったときは、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

2 監督職員は、請負者が下請負人をして工事を施工させていることを知ったときは、直ちに請負者から事情を聴取し、当該下請負契約が施工体制台帳及び施工体系図の提出を要するものであるときは、請負者に対し、直ちに施工体制台帳及び施工体系図を提出するように指示するとともに、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

(工事関係者に対する措置請求)

第7条 監督職員は、現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、下請負人その他下請負者が工事を施工するために使用している労働者等で、工事の施工又は管理について著しく不相当と認められるものがあるときは、地域整備部長等に報告し、地域整備部長等の指示を受けるものとする。

(工事材料)

第8条 監督職員は、工事材料について、その使用前に、設計図書に基づき、請負者から提出された当該工事材料の試験成績表、配合報告書等により設計図書に適合する材料であるかどうか確認するものとする。この場合において、必要があるときは、土場、工事材料の製造工場等において確認するものとする。

2 監督職員は、前項の確認の結果、使用の承諾を与えた工事材料であっても、使用時において変質又は不良品と疑問を持つ材料は、試験を行い合格したものでなければ使用させてはならないものとする。

3 監督職員は、設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料について請負者から検査を求められたときは、請求を受けた日から7日以内に工事材料の品質、規格等について検査するものとする。

4 監督職員は、請負者が工事現場内に搬入した工事材料については、監督職員の承諾を得ることなく工事現場外に搬出させてはならないものとする。

5 監督職員は、前項の規定にかかわらず、第3項の検査の結果、不合格となった工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出させるとともに、合格した工事材料については、請負者に検査未済の工事材料と区別する措置をとらせるものとする。

6 監督職員は、設計図書において監督職員立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるべきものと指定された工事材料について請負者から立会い等を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に工事材料の調合に立会い、又は調合について見本検査するものとする。

(工事施工の立会い)

第9条 監督職員は、設計図書において立会いの上施工すべきものと指定された工事について請負者から立会いを求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に工事の施工に立会うものとする。

(施工検査)

第10条 監督職員は、水中又は地下に埋没する工事、その他完成後外面から明視することができない工事等については、設計図書に定めるところにより、主要な工事段階の区切り等に施工検査を行うものとする。

2 監督職員は、必要と認めるときは、請負者から施工検査に必要な資料を提出させることができるものとする。

3 工事段階及び施工検査の頻度等は、別に定める「青森県土木工事施工監督要領の運用」によるものとする。

(現場臨場時の安全確保)

第11条 監督職員は、工事の立会い又は施工検査時等の現場に当たり、請負者から安全管理上の理由による立入りに関する意見が提出された場合は、請負者と協議するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第12条 監督職員は、支給材料又は貸与品を請負者立会いの上検査して引き渡したときは、請負者から支給材料受領書又は貸与品借用書（共通仕様書様式集の様式（5）、（7）、以下の様式についてもすべて共通仕様書様式集に掲載されているものである。）を徴するものとする。

(現場発生品)

第13条 監督職員は、工事の施工に従い現場発生品が生じた時は、再使用できるものについては請負者から現場発生品調書（様式（9））を提出させ、その引き渡しを受けるものとする。

(改造の請求)

第14条 監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合は、請負者に対し、設計図書に適合させるよう指示するものとする。この場合において、指示の内容が重要なものであると認められるときは、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けるものとする。

2 監督職員は、請負者が前項の指示に従わない場合は、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けて、請負者に改造の請求をし、設計図書に適合した工事の施工をさせるものとする。

(破壊検査)

第15条 監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合等において、工事の施工が適正であるかどうかの証明が施工部分を破壊しなければ確認し得ないときに限り、あらかじめ地域整備部

長等の指示を受けて、工事の施工部分を最小限度破壊して検査するものとする。

(設計図書と工事現場の不一致等)

第16条 監督職員は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実について、請負者から書面により確認を求められたとき、又は自らこれらの事実を発見したときは、直ちに調査を行うものとする。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事の現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の調査の結果、同項各号の一に該当する事実が確認されたときは、これに対して取るべき措置を検討し、やむを得ない理由があるときを除き当該調査を終了した日から14日以内に請負者に指示するものとする。

3 監督職員は、第1項各号の一に該当する事実が確認されたことにより設計図書の訂正又は変更が行われるときには、契約変更の手続きの前に当該訂正又は変更の内容をあらかじめ請負者に指示するものとする。この場合における指示は、「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領（昭和60年6月1日施行）」に定めるところにより行うものとする。

(工事内容の変更等)

第17条 監督職員は、工事内容の変更、特殊な工法への変更、工事の全部若しくは一部の施工の一時中止又は契約の解除をする必要があると認めたときは、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

2 前項の場合において、工事内容の変更又は工期の変更が行われるときは、

前条第3項の規定を準用する。

(工期の延長)

第18条 監督職員は、請負者からその理由を明示した書面により工期の延長の請求があったときは、遅滞なくその理由について調査し、その結果を地域整備部長等に報告するものとする。

(臨機の措置)

第19条 監督職員は、請負者から災害防止等のため臨機の措置を取ることについて意見を求められたときは、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けて、請負者に回答するものとする。

2 監督職員は、請負者から災害防止等のため臨機の措置を取ったことについて通知があったときは、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けて、請負者に臨機の措置をとることを求めるものとする。

4 第1項及び前項の場合において、急迫の事情があるときでそのいとまがないときは、地域整備部長等の指示を受けることを要しない。この場合においては、その顛末を地域整備部長等に報告するものとする。

(工事目的物の損害等)

第20条 監督職員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその事実を調査し、その旨地域整備部長等に報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について損害を生じたとき、その他工事の施工に関して損害が生じたとき（次号及び第3号に規定する損害を除く。）。

(2) 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたとき。

(3) 天災その他の不可抗力により、工事の目的物、工事仮設物、工事現場の搬入済みの工事材料等に損害が生じたとき。

(指示、承諾及び協議)

第21条 監督職員は、工事施工中において請負者に指示し、承諾し、又は協議するときは、それぞれ、工事に関する指示票（様式（13））、工事に関する

承諾書（様式（13）－1）又は工事に関する協議書（様式（13）－2）により行うものとする。

2 監督職員は、前項の指示、承諾又は協議をするに当たり、その内容が複雑又は多岐にわたる場合で、請負者その他関係者と事前に打合せを行う必要があるときは、打合せした内容について工事打合せ記録簿を作成するとともに、同項の書面に当該記録簿を添付するものとする。

3 土木工事共通仕様書第1編1－1－2第18項に定める「書面」には、第1項に定める書面のほか、前項の工事打合せ記録簿で、監督職員と請負者の両者が内容等を確認したものを含むものとする。

4 監督職員は、指示、承諾又は協議の内容が工事内容の変更に至らないような場合等軽易なものであるときは、第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができるものとする。

（検査の準備等）

第22条 監督職員は、請負者から、工事完成の届出又は部分払いのための出来形部分の確認の請求等があったときは、設計図書又は出来形内訳書に基づき現場を確認の上、速やかに請負者に検査に必要な準備をさせるものとする。

2 監督職員は、前項の検査に立ち会うものとする。

（書類の整備）

第23条 監督職員は、工事の施工に関する次に掲げる書類を請負者に整備させるものとする。

(1) 次に掲げる施工管理図表

ア 出来形管理図表

イ 品質管理図表

(2) 出来形図

(3) 工事記録写真

(4) 設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料の検査結果に関する資料

(5) 設計図書において立会いのうえ施工すべきものと指定された工事の立会い結果に関する資料

(6) その他工事の施工に関し必要な書類

(修補工事の監督)

第24条 監督職員は、工事目的物が第22条第1項の検査（出来形検査を除く。）に合格しなかった場合は、地域整備部長等の指示を受けて修補すべき事項を正確に把握し、請負者に対し修補期日までに修補させるよう監督するものとする。

第25条 請負契約書第40条の規定に基づき地域整備部長等が請負者に対し相当の期間を定めて工事目的物のかしの修補を請求した場合には、第2条第1項の監督職員が当該修補工事の監督に当たるものとする。ただし、地域整備部長等は、必要があると認めるときは、監督職員を変更することができるものとする。

2 前項の監督職員は、地域整備部長等の指示を受けて修補すべき事項を正確に把握し、請負者に対し、修補期日までに修補させるよう監督するものとする。

(要領の改定)

第26条 この要領を改定するときは、県土整備部施工基準策定委員会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。



# 青森県土木工事施工監督要領の運用

平成 22 年 2 月 24 日制定

平成 22 年 4 月 1 日適用

## (目 的)

第 1 条 この運用は、青森県土木工事施工監督要領に定める、監督業務の適切な実施を図るために、施工段階の確認等必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

第 2 条 この運用において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 契約図書(契約書及び設計図書(青森県県土整備部制定共通仕様書に規定する共通仕様書、特記仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適切な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督職員 総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 監督職員等 監督職員及び現場技術員を総称していう。
- (4) 現場技術員 現場技術業務を建設コンサルタント等に委託した場合に任命した技術員をいう。その業務上の権限等は、共通仕様書第 3 編土木工事共通編第 1 章総則 1 - 1 - 3 による。
- (5) 監督の方法 次に定める指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、及び報告の監督行為を総称していう。
  - ①指示 監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
  - ②承諾 契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
  - ③協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
  - ④通知 監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
  - ⑤受理 契約図書に基づき請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り内容を把握することをいう。
  - ⑥確認 契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。
  - ⑦把握 監督職員等が、臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことを

いい、請負者に対して認めるものではない。

⑧立会い 契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確認することをいう。

⑨報告 請負者からの契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除について、契約担当者へ知らせることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について、技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連項目及び条項の欄で「契」は工事請負契約書を、「共仕」は、県土整備部制定の共通仕様書を、「要領」は青森県土木工事施工監督要領を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計図書及び下記の項目について把握する。 ①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③その他契約の履行上必要な事項	契 第9条 共仕第1編 1-1-2  共仕第1編 1-1-10
(2) 施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕第1編 1-1-4
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 共仕第1編 1-1-2 共仕第1編 1-1-6
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ、契約担当者等の承認を受ける。なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。 ② 前項の調査結果を請負者に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む)する。	契 第18条 共仕第1編 1-1-3 要領第16条  契 第18条 要領第16条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第18条 共仕第1編 1-1-14
(6) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。	契 第2条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(7) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第 11 条 共仕第 1 編 1-1-24 要領第 5 条
(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 6 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 39 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	契 第 23 条 共仕第 1 編 1-1-15
(9) 契約担当者等への報告		
1) 工事中の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一次中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等（知事又は契約担当者（地域連携部管理室長又は青森空港管理事務所長）をいう。以下同じ。）へ報告する。 ② 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。	契 第 20 条 共仕第 1 編 1-1-13
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第 17～21、39 条 要領第 18 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第 27 条 要領第 20 条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第 29 条 共仕第 1 編 1-1-38 要領第 20 条
		契 第 29 条
		契 第 28 条 要領第 20 条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 33 条 共仕第 1 編 1-1-22
6) 中間前払金請求時の出来高確認及び報告	中間前払金の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者等へ報告する。	契 第 34 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 37 条 共仕第 1 編 1-1-21
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。	契 第 12 条 要領第 7 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第 44 条第 1 項、第 44 条の 2 第 1 項及び第 45 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形部分の調査及び出来高内訳表等の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	契 第 44 条 契 第 44 条の 2 契 第 45 条  契 第 48 条  契 第 49 条
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立ち会い</p> <p>⑤ 請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	共仕第 1 編 1-1-37  契 第 15 条  共仕総則 1-1-35 契 第 16 条 共仕第 1 編 1-1-7

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立ち会い、又は確認を行う。	契 第 13 条 契 第 14 条 要領第 8 条
(3) 工事施工の立ち会い	設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。	契 第 14 条 要領第 9 条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において、別表 1 に基づき、臨場等により施工状況の確認を行う。 なお、確認頻度は、別表 1 の確認の程度欄に示された値以上とする。	共仕第 1 編 1-1-6 要領第 10 条
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表 2 に基づき、適宜臨場等により施工状況の把握を行う。 なお、把握頻度は、別表 2 の把握の程度欄に示された値以上とする。	共仕第 1 編 1-1-6 要領第 3 条
(6) 工事監督強化の実施（重点監督）	重点監督対象工事（別表 3）については、施工段階及び主要な工種について、別表 1， 2 に基づき、臨場等により施工状況の確認、把握を行う。 なお、確認又は把握頻度は、別表 1 又は別表 2 の確認又は把握の程度欄に示された値以上とする。	要領第 10 条 要領第 3 条
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕第 1 編 1-1-18
(8) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。	契 第 9 条 契 第 17 条 要領第 14 条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
	<p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第 17 条 要領第 15 条</p>
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引き渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契 第 15 条  契 第 15 条</p>
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	
(2) 関係機関との協議・調整	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	<p>共仕第1編 1-1-17 要領第 13 条</p>
(2) 臨機の措置	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>契 第 26 条 要領第 19 条</p>
(3) 事故等に対する措置	<p>事故が発生したときは、速やかに状況を調査し、事業主管課に報告する。</p>	<p>共仕第1編 1-1-29 要領第 15 条</p>
(4) 工事成績評定	<p>監督職員は、工事が完成したとき「請負工事成績評定要領」に基づき工事成績の評定を行う。</p>	

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(5) 工事完成検査等の立会い	監督職員は、工事の完成、指定部分完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	契 第 31 条 共仕第 1 編 1-1-20 要領第 22 条
(6) 問い合わせに対する回答	監督職員は、請負者からの問い合わせに対して「24時間」以内の回答に努め、その内容について監督職員相互間で報告・連絡・相談を行うことにより情報の共有を図る。	(ワンデーレスポンス)

別表 1

## 施工検査（段階確認）一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
基礎工	栗石・クラッシュラン 均しコンクリート	施工時	使用材料、 幅、厚さ	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1ポット
	法留基礎工	床堀掘削完了時	指示地盤（直接基礎）	1回／1 工事
		埋戻し前	基準高、幅、高さ、 延長	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1ポット
石・ブロック 積工	コンクリートブロック 積工	床堀掘削完了時	指示地盤（直接基礎）	1回／1 工事
	コンクリートブロック 張工	施工時	施工状況の適否 胴込・裏込コンクリートの厚 裏込材の厚、使用材料 基準高、法長	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1ポット
	緑化ブロック工			
	石積(張)工			
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等	1回／1 工事
土工	河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工 (掘削工)	土(岩)質の変化し た時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質 の変化毎
道路土工 舗装工	路床盛土工 下層路盤工	ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回／1 工事
表層安定処理 工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ	一般：1回/1 工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ	一般：1回/1 工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	一般：1回/1 工事 重点：1回/100m
バーチカルドレン工	サトドレン 袋詰式サトド レン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200 本 重点：1回/100 本
	ペーパードレン	施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200 本 重点：1回/100 本



種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
締固め改良工	サト <sup>レ</sup> コンパ <sup>ク</sup> ション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、 杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、 注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、 杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時 (打込杭)	基準高、 偏心量	
		掘削完了(中堀杭)	掘削長、杭の先端土質	
		施工完了時 (中堀杭)	基準高、 偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭工	リバース杭 ホールディング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、 支持地盤	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 ／1構造物 重点：60%程度 ／1構造物
		施工完了時	基準高、 偏心量、 杭径	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
深礎工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化時
		掘削完了時	支持地盤、長さ	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料及び使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒 基礎工		打込時	使用材料、長さ、支持力、溶接部の適否	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
アスファルト 舗装工	路盤工	施工時	使用材料、幅、厚さ 基準高(下層路盤工)	一般：1回/1工事 重点：1回/1,000m2
	表層・基層工	施工時	使用材料、幅、厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/1,000m2
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工 根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工(樋門・ 樋管を含む) 躯体工(橋台) RC 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム 直立堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 防波堤		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質 の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比、	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
		埋め戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比、	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
鋼橋		仮組立完了時 (仮組立が省略と なる場合を除く)	キャンバー、 寸法等	一般:— 重点:1回/ 1構造物
ポストテンション T(I)桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 プレビーム 桁製作工 PCホロスラブ 桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し 箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 (横締め作業完了 時)	設計図書との対比	一般:5%程度/ 総ケーブル数 重点:10%程度/ 総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 (縦締め作業完了 時)	設計図書との対比	一般:10%程度/ 総ケーブル数 重点:20%程度/ 総ケーブル数
		PC 鋼線・鉄筋組立 て完了時 (工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比、	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹付コンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数 及び長さ	1回/支保工 変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造 の変化毎 重点：3打設毎 又は1回/構造の 変化毎の多い方 ※重点監督：地山等 級がD,Eのもの
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上 臨場により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の 変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿 孔完了時	使用材料、 設計図書との対比、	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物
	鋼板取付け工 固定アンカー工	鋼板建込み 固定アンカー完了時		
	現場溶接工	溶接前		
		溶接完了後		
	現場塗装工	塗装前		
塗装完了後				
吹付工	コンクリート・モルタル 吹付工	ラス張り等完了時	使用材料、 設計図書との対比、	1回/1ロット
ダム工	各工事毎別途定める		各工事毎別途定める	
捨石及び均し	基礎	施工時	使用材料（見本石との 比較）、 天端高、幅、法長	一般：1回以上/1施工 単位 重点：1回/1施工単位
	被覆及び根固 め	施工時	使用材料（見本石との 比較）、 天端高、幅、法長	一般：1回以上/1施工 単位 重点：1回/1施工単位
	裏込め	施工時	使用材料（見本石との 比較）、 天端高、幅、法長	一般：1回以上/1施工 単位 重点：1回/1施工単位

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
杭及び矢板 (港湾工事)	鋼杭 コンクリート杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	杭の支持力、基準高、 偏心量、傾斜	重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
	鋼矢板 鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、	一般：1回/75本 重点：1回/50本
		コンクリート矢板	打込時	長さ、使用材料
ケーソン (港湾工事)	ケーソン製作 据付	鉄筋組立完了時	施工状況の適否、 使用材料	1回以上/1構造物
		製作完了時	高さ、幅、長さ	1回以上/1構造物
		据付完了時	法線に対する出入り、 据付目地間隔	1回以上/1構造物
コンクリートブロック (港湾工事)	ブロック製作 据付 L形ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック	鉄筋組立完了時	施工状況の適否、 使用材料	一般：30%程度 ／1構造物 重点：60%程度 ／1構造物
		製作完了時	高さ、幅、長さ	20t以上：1回/10個 20t未満：1回/30個
		据付完了時	法線に対する出入り、 ブロック間隔等の据付状 況	20t以上：1回/10個 20t未満：1回/30個
中詰め (港湾工事)	蓋コンクリート 現場打ち プレキャスト	施工時	基準高	一般：1回以上/1工事 重点：1回/1ロット
上部コンクリート (港湾工事)	防波堤	施工時	施工状況の適否、 寸法	一般：1回以上/1工事 重点：1回/1ロット
(港湾工事)	岸壁	施工時	施工状況の適否、 寸法	一般：1回以上/1工事 重点：1回/1ロット
その他の工種	監督職員が適宜定める		監督職員が適宜定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工規模等を考慮して適宜定めるものとする。

なお、「1ロット」とは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。捨石及び均しの1施工単位とは確認できる段階まで至った都度(構造物等の施工により確認できなくなる前)とする。

・施工検査にあたっては、共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則表1-1施工検査一覧

表の規格値等及び土木工事施工管理基準及び規格値による。

- ・一般監督：重点監督以外の工事をいう。
- ・重点監督：主たる工事に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事等、別表 3 に示す工事をいう。

## 主要な工種工事施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	把 握 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープンケトン基礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 ホールディング杭 アストリル杭 大口徑杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
<b>重要構造物</b> 函渠工(樋門・樋 管を含む) 躯体工(橋台) RC 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 防波堤 係船岸		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション T(I)桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 プレヒーム 桁製作工 PC ホロスラブ 桁製作工 PC 版桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット

種 別	細 別	把 握 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁 製作工 PC 押出し 箱桁製作工 床版・横組工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ヨット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工 変更毎 重点：1回/支保工 変更毎 ※ 重点監督：地山 等級がD,Eのもの
盛土工 (河川、道路、 海岸、砂防)		敷き均し、 転圧時	使用材料 敷均し、締固め状況	一般：1回/1 工事 重点：2~3 回 /1 工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗装時	使用材料 敷均し、締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1 工事 重点：1回/1,000m2
塗装工		清掃、 錆落とし施工時	清掃 錆落とし状況	1回/1 工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1 工事
樹木・芝生 管理工 植生工	施肥、 薬剤散布	施工時	使用材料 天候 気温	1回/1 工事
ダム工	各工事毎別途定める		各工事毎別途定める	
捨石及び均し	基礎 被覆及び 根固め 裏込め	施工時	使用材料（見本石との 比較）	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ヨット
杭及び矢板 (港湾工事)	鋼杭 コンクリート杭 鋼矢板 鋼管矢板 コンクリート矢板	打込時	使用材料、品質規格	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ヨット
ケーソン (港湾工事)	ケーソン製作 据付	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ヨット



種 別	細 別	把 握 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
コンクリートブロック	ブロック製作 据付 L形ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
中詰め (港湾工事)	蓋コンクリート 現場打ち プレキャスト	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
上部コンクリート (港湾工事)	防波堤	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
岸壁 (港湾工事)	岸壁	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
その他の工種	監督職員が適宜定める		監督職員が適宜定める	

## 重点監督対象工事一覧

種 別	対 象 工 事
主たる工種に新工法・新材料を採用した工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術活用パイロット工事</li> <li>・新材料活用パイロット工事</li> <li>・その他これらに類する工事</li> </ul>
施工条件が厳しい工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事</li> <li>・圧気潜函工事</li> <li>・掘削深さ 7 m 以上の土留工及び締切工を有する工事</li> <li>・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事</li> <li>・砂防ダム（堤体高 30m 以上）</li> <li>・軟弱地盤上での構造物</li> <li>・場所打ち P C 橋</li> <li>・共同溝工事</li> <li>・ハイピア（躯体高 30m 以上）</li> <li>・地山等級が D, E の山岳トンネル工事</li> <li>・その他これらに類する工事</li> </ul>
第三者に対する影響が大きい工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事</li> <li>・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事</li> <li>・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事</li> <li>・その他これらに類する工事</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査制度調査対象工事</li> <li>・低入札に伴う品質確保の観点から監督業務を強化する工事</li> <li>・工事発注者が必要と認めた工事</li> </ul>